

令和8年3月定例会議案概要

第3号議案 越谷市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

越谷市公平委員会委員に欠員を生じているため、新たに委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの

《後任委員》

氏名：平野慎也（ひらの・しんや）

生年月日：昭和43年（1968年）10月9日

略歴：株式会社マルニックス代表取締役

元越谷市下水道事業運営審議会委員

第4号議案 越谷市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

越谷市公平委員会委員大里定則氏の任期満了（令和8年（2026年）4月16日）に伴い後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの

《後任委員》

氏名：大里定則（おおさと・さだのり）

生年月日：昭和40年（1965年）9月21日

略歴：弁護士

越谷市公平委員会委員

第5号議案 越谷市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

越谷市固定資産評価審査委員会委員中村吉宏氏の任期満了（令和8年（2026年）3月31日）に伴い後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの

《後任委員》

氏名：中村吉宏（なかむら・よしひろ）

生年月日：昭和43年（1968年）8月9日

略歴：司法書士

第6号議案 越谷市行政手続条例の一部を改正する条例制定について 【総務部法務課】

行政手続法の一部が改正されることに伴い、聴聞等の通知に係る公示送達の方法について、インターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧できる状態にするとともに、公示事項が記載された書面を市の掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧できる状態に置く措置をとることによって行うこととするもの。令和8年5月21日から施行

第 7 号議案 越谷市職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について

【総務部人事課】

子の看護等に係る特別休暇について、中学校修了までの子を3人以上養育する職員の取得可能日数を拡大し、10日から13日とするとともに、中学校修了までの孫がいる職員を対象に加え、3日取得可能とするもの。令和8年4月1日から施行

第 8 号議案 包括外部監査契約の締結について

【行財政部行政管理課】

- (1) 契約の目的：包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- (2) 契約の始期：令和8年（2026年）4月1日
- (3) 契約金額：1,200万円を上限とする額
- (4) 契約の相手方：小林正和（公認会計士）

第 9 号議案 越谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

【保健医療部国保年金課】

地方税法の一部が改正されること等に伴い、所要の改正を行うもの。令和8年4月1日から施行し、令和8年度以後の年度分から適用

- (1) 国民健康保険税の課税額として子ども・子育て支援納付金課税額を定めるもの

| | | |
|-------------------|----------|--------|
| 子ども・子育て 支援納付金分 | 所得割 | 0.30% |
| | 均等割 | 1,827円 |
| | 18歳以上均等割 | 151円 |

- (2) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る均等割の軽減額を定めるもの

| | 軽減額 | | 軽減額 未就学児均等割※2 |
|--------|--------|----------|------------------|
| | 均等割※1 | 18歳以上均等割 | |
| 7割軽減世帯 | 1,279円 | 106円 | 274円 |
| 5割軽減世帯 | 914円 | 76円 | 457円 |
| 2割軽減世帯 | 366円 | 31円 | 731円 |
| 軽減なし世帯 | — | — | 914円 |

*未就学児均等割については、均等割※1の軽減額の区分に応じ、それぞれの軽減額を減じた金額から未就学児均等割※2の軽減額を減じた額となる。

- (3) 国民健康保険税の課税額の改定

| | | 改定前 | 改定後 |
|------------|-----|---------|---------|
| 基礎課税分（医療分） | 所得割 | 7.50% | 8.11% |
| | 均等割 | 31,900円 | 49,315円 |
| 後期高齢者支援金等分 | 所得割 | 2.50% | 2.83% |
| | 均等割 | 11,500円 | 17,086円 |
| 介護納付金分 | 所得割 | 2.20% | 2.44% |
| | 均等割 | 12,000円 | 17,325円 |

- (4) 国民健康保険税の課税限度額の引上げ

| | 改定前 | 改定後 |
|------------|----------|----------|
| 基礎課税分（医療分） | 650,000円 | 660,000円 |
| 後期高齢者支援金等分 | 240,000円 | 260,000円 |
| 介護納付金分 | 170,000円 | （変更なし） |

第10号議案 越谷市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

【地域共生部介護保険課】

介護保険法施行令の一部が改正されることに伴い、介護保険の第1号被保険者に係る令和8年度の保険料の段階を判定する際に、令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円に引き上げる見直し後において、当該見直し前と同様の判定となるよう保険料率の算定に関する特例を定めるとともに、令和8年度及び令和7年度市町村民税が課されていない第1号被保険者について当該特例の適用に係る保険料の減額の特例を定めるもの。
令和8年4月1日から施行

第11号議案 越谷市まちの整備に関する条例の一部を改正する条例制定について

【都市整備部開発指導課】

駐車場等の整備に係る協議基準について、主たる目的が共同住宅等の建築物の建築である開発行為等を行う場合に、当該開発行為等の開発地内に駐車場、荷捌き場及び駐輪場を整備することを明確化するもの。令和8年4月1日から施行

第12号議案 越谷市下水道条例の一部を改正する条例制定について

【建設部下水道経営課】

下水道使用料の見直しに伴い、一般用の基本料金の改定を行うとともに条文整備を行うもの。令和8年7月1日から施行し、同年9月1日以後に使用料の支払いを受ける権利の確定されるものに係る使用料について適用

改正前：6 m³まで800円 → 改正後：6 m³まで1,050円

第13号議案 越谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

【子ども家庭部子ども施策推進課】

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（府令）の一部が改正されることに伴い、府令を参酌等し、乳児等通園支援事業所の運営規程に定める利用定員について、乳児及び幼児の区分を問わず、利用定員の総数のみを定めることを可能とするとともに条文整備を行うもの。
令和8年4月1日から施行

第14号議案 越谷市児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

【子ども家庭部子ども福祉課】

さらなる児童の健全な発育の促進及び子育てに関する不安の軽減を図るため、越谷市児童発達支援センターの業務に「乳児等通園支援事業」を追加し、当該事業に係る利用者及び使用料を定めるとともに条文整備を行うもの。令和8年4月1日から施行

| 区 分 | 使用料 |
|-------------------|------|
| 1時間以内 | 300円 |
| 1時間を超える場合（30分当たり） | 150円 |

第15号議案 越谷市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について 【子ども家庭部子ども施策推進課】

子ども・子育て支援法の一部が改正されることに伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（府令）を参酌等し、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるもの。令和8年4月1日から施行

第16号議案 越谷市立学校適正規模・適正配置審議会条例制定について 【学校教育部学校管理課】

教育委員会の附属機関として、越谷市立学校適正規模・適正配置審議会を設置するもの。附則において越谷市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正。令和8年4月1日から施行

- (1) 所管事項：越谷市立学校の適正規模及び適正配置に関し必要な事項
- (2) 組織：委員15人以内 ※教育委員会が委嘱
 - ① 学識経験者
 - ② 公共的団体を代表する者
 - ③ 学校教育関係団体等を代表する者
 - ④ 公募による市民
- (3) 任期：2年
- (4) 報酬：日額8,500円

第17号議案 財産の取得について（学校給食配送車） 【学校教育部給食課】

- (1) 取得財産：学校給食配送車 2台
- (2) 取得価格：2,129万6,000円
- (3) 契約の相手方：株式会社 カーズシンエイ

第18号議案 越谷市手数料条例の一部を改正する条例制定について 【保健医療部保健所生活衛生課・都市整備部建築住宅課】

- (1) 衛生手数料《令和8年5月1日から施行》

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部が改正されることに伴い、条例中で引用する条項について改正を行うもの

改正前：第14条第15項 → 改正後：第14条第13項
- (2) 土木手数料《令和8年4月1日から施行》
 - ① 建築基準法関係
建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、条例中で引用する条項について改正を行うもの
 - 改正前：第137条の12第6項 → 改正後：第137条の12第11項
第137条の12第7項 → 第137条の12第12項
 - ② マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係
 - ア マンションの建替え等の円滑化に関する法律の題名が改められることに伴い、条例中で引用する法律の題名を改めるもの
 - 改正前：マンションの建替え等の円滑化に関する法律
 - 改正後：マンションの再生等の円滑化に関する法律
 - イ 要除却等認定マンションの建替え又は更新について、容積率に関する特例に加えて、高さ制限に関する特例が創設されることに伴い、現行の容積率に関する特例の許可申請手数料に高さ制限に関する特例の許可申請手数料を追加し、同額として定めるもの

第19号議案から第24号議案まで

令和7年度越谷市一般会計補正予算（第9号）について ほか補正予算5件

第25号議案から第33号議案まで

令和8年度越谷市一般会計予算について ほか当初予算8件

【問合せ】総務部法務課
電 話 048-963-9130